

蓼科湖方面バス

実証運行が始まります

問 地域創生課 地域創生係 ☎ 72-2101 (内線232)



令和8年10月1日(木)から令和9年2月26日(金)までの5か月間、茅野駅(東口)からプール平まで、路線バスを実証的に運行します。

運行期間

10月1日(木)～2月26日(金)
(5か月間)

運行日 月・火・水・木・金 (祝日を除く)

上り／茅野駅行き

プール平	6:48	8:30	14:00	16:25
蓼科湖前	6:53	8:35	14:05	16:30
栗平	6:57	8:39	14:09	16:34
ピアみどり	7:10	8:49	14:19	16:44
ツルヤ		8:59	14:29	16:54
諏訪中央病院		9:09	14:39	17:04
茅野駅	7:23	9:18	14:48	17:13

下り／蓼科湖・プール平行き

茅野駅	7:30	13:00	15:15
諏訪中央病院	7:39	13:09	15:24
ツルヤ	7:49	13:19	15:34
ピアみどり	7:59	13:29	15:44
栗平	8:09	13:39	15:54
蓼科湖前	8:13	13:43	15:58
プール平	8:19	13:49	16:04

運賃

					蓼科湖前	プール平
					200円	200円
					200円	200円
			ピアみどり	200円	250円	250円
		ツルヤ	150円	250円	300円	300円
	諏訪中央病院	150円	200円	250円	300円	300円
茅野駅	200円	200円	200円	400円	500円	500円

- 茅野駅のバス停は、茅野駅東口側にある市民館前の停留所です。
- 6:48プール平を出発する便のみ、「通学・通勤バス ピアみどり線」としても運行するため、北山小学校等を経由します。
- 「蓼科湖方面バス」は、どなたでもご利用いただけます。
- 同じ方面を運行する路線バスに「北八ヶ岳ロープウェイ線」がございます。利用料金が異なりますので、乗り間違いにご注意ください。
- その他詳細は、市公式ホームページをご確認ください。

市公式ホームページ
はこちらから！



公共交通（路線バス）利用者証について

公共交通（路線バス）利用者証は、対象となる路線バスにおいて、1回上限300円の運賃で乗車できる割引証です。

蓼科湖方面バスも対象となりますので、ご利用の際は、運賃支払い時に運転手に利用者証を提示して、運賃を支払ってください。

※障害者手帳をお持ちの方（障害区分の利用者証）は、利用者証と手帳を併せて提示してください。

交付対象

- ・茅野市に住所を有する65歳以上の方および障害者手帳を有する方
 - ・茅野市に別荘を所有している家屋敷税の課税対象者とその親族(配偶者、直系尊属および同居の親族)のうち、65歳以上の方
- 親族の方が申請する場合、親族である事を証明する書類をご用意ください。
- 居住地で同居の親族
- ・・・運転免許証やマイナンバーカード等の住所、氏名、生年月日の記載がある書類
- 居住地で別居の親族
- ・・・戸籍等、課税対象者（所有者）と申請者の関係性がわかる書類
- ※利用者証に記名されたご本人様以外はご利用になれません

交付申請について

住所・氏名・生年月日が確認できる本人確認書類をご用意のうえ、茅野市役所1階社会福祉課（11番窓口）で申請してください。

※有効期限はありません。転居・破損・紛失等の場合は再度申請してください。

「公共交通（路線バス）利用者証」に関するその他詳細につきましては、茅野市 健康福祉部 社会福祉課（0266-72-2101（内線302））にお問い合わせください。

利用者証（表）

（裏）

